

北区「地域提案型活動助成」に関する要綱

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、魅力あふれる地域づくりを進めるため、市民が自ら企画・提案・実施する活動(以下「地域提案型活動」という。)に要する経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定める。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体(以下「団体」という。)は、神戸市北区内に活動拠点を有する団体で、企画した活動の完了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織とする。

2 前項の団体については、営利を追求することを主目的とするもの及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体を除くものとする。

(助成の要件)

第3条 助成の対象となる活動は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 主として神戸市北区内で実施する活動であること。
- (2) 別に定める期間に実施される活動であること。
- (3) 公益性、計画性、効果及び将来性が認められる活動であること。
- (4) 地域住民等の参画のもと、地域課題の具体的な解決に向けた活動や地域の活性化を図るために今後継続的に行おうとする活動であること。
- (5) 単なる物品の購入など、偏った経費の執行でないこと。
- (6) 市民と市民又は市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること。
- (7) 営利を主目的とした活動、宗教的活動又は政治的活動でないこと。
- (8) 事業を複数団体で分けて実施しないこと。
- (9) 地域で恒例化している地域行事や活動でないこと。
- (10) 神戸市又は神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること。
- (11) 神戸市の基本計画又は事業実施計画等に反する活動でないこと。
- (12) 活動開始後、概ね3年以内の初動期における活動であること。
- (13) 法令に違反した活動でないこと。

2 区長は助成の対象となる活動の分野を別に定めることができる。

(助成金の内容)

第4条 区長は、助成の対象となる地域提案型活動に対し、予算の範囲内で第5条に定める助成対象経費について、区長が別に定める金額を上限として助成金を交付することができる。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 活動に必要な備品(2万円まで)・消耗品等の購入費用
- (2) パンフレット・チラシ等の印刷、発送等に要する費用
- (3) 活動の記録に要する費用
- (4) 会場使用料、機材等のレンタル費用
- (5) 会場設営費用、イベント保険料
- (6) 講師やアドバイザーへの謝礼金
- (7) 講師や活動スタッフの交通費(年月日、用件が明確であること)
- (8) その他活動に必要な費用のうち、第三者に対して支払われる費用

(申請の手続き)

第6条 助成を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、次に掲げる書類を別に定める申請期間に申請するものとする。

- (1) 助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 活動企画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体概要(様式第4号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(書面による要件審査)

第7条 区長は、申請案件について、前条に定める申請書類による審査を行い、第2条又は第3条各号の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、助成金不採択決定通知書(様式第11号)に理由を付して、不採択として申請団体に通知する。

(助成金交付予定額の決定)

第8条 区長は、申請案件について、公益性、計画性、効果、及び将来性を総合的に考慮して助

成の採否及び助成金の予定額を決定し、助成金交付予定額決定通知書（様式第12号）により申請団体に通知する。

2 前項の場合において、区長は、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（活動の変更等）

第9条 申請団体は、当該申請の内容を変更または中止する場合は、あらかじめ計画変更申請書（様式第8号）または計画中止申請書（様式第9号）を区長に提出しなければならない。ただし、区長が軽微な変更と認める場合においては、この限りでない。

2 区長は、前項に定める計画変更申請書または計画中止申請書が提出された場合、その適否を判断し、助成金交付予定額変更通知書（様式第13号）または中止承認通知書（様式第14号）により申請団体に通知する。

（助成金の交付）

第10条 第8条第1項による助成の採択を受けた団体（以下「採択団体」という。）は、活動終了後、別に定める日までに速やかに次に掲げる書類（以下「活動報告書等」という。）を提出しなければならない。

(1) 活動報告書（様式第5号）

(2) 活動概要報告書（様式第6号）

(3) 収支決算報告書（様式第7号）

(4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の活動報告書等を審査のうえ、助成金の金額を決定し、助成金交付額確定通知書（様式第15号）により通知する。

3 区長は、採択団体の助成金交付請求書（様式第10号）による請求を受けて、助成金を支払うものとする。

4 第1項から第3項の規定にかかわらず区長が認める場合は、活動終了までに一部助成金を支払うことができる。

（活動の評価）

第11条 区長は、採択団体に対し、活動終了後、活動の効果又は実績のヒアリングを行うことができる。

（調査及び是正措置）

第12条 区長は、必要と認めるときは、採択団体に対し、活動の関係資料の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査により不適当な事項を発見した場合は、採択団体に対し、必要な是正措置を求めることができる。

（活動報告書の据え置き及び閲覧等）

第13条 助成金の交付を受けた団体は、第10条第1項に定める活動報告書等を、助成金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 助成金の交付を受けた団体は、その構成員その他の利害関係人から活動報告書等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

（助成金の取消等）

第14条 区長は、助成金の交付又は助成金交付予定額通知もしくは助成金交付額確定通知を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、助成金交付予定額又は交付確定額の一部もしくは全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部又は全部の返還を命じることができる。

(1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。

(2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき。

(3) 助成金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき。

(4) 第12条の調査又は措置要求に従わないとき。

(5) その他区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は区長が定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成15年5月1日より施行する。

2 この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

3 この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

4 この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

- 5 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 6 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- 7 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 8 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、施行日以降の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。